

(平成26年3月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

中国（山口）厚生年金 事案 3043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成22年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月1日から22年9月1日まで
申立期間の標準報酬月額が給与額よりも低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成22年3月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に行っていなかったことを認めていることから、年金事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 9 月及び同年 12 月から 22 年 2 月までの期間については、上記の給与台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認でき、申立期間のうち、21 年 10 月及び同年 11 月については、申立人に係る同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、給与台帳から確認できる両月の保険料控除額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額に減額修正され、社会保険料控除額の一部として計上されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

中国（広島）厚生年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日
② 平成 16 年 3 月 25 日

A事業所から平成15年7月及び16年3月に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の顧問税理士事務所から提出された申立人に係る勤勉手当明細書により、申立人は、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）において、同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月25日及び16年3月25日とも、15万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 25 日

A事業所から平成16年3月に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の顧問税理士事務所から提出された申立人に係る勤勉手当明細書により、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月22日

夫が当時勤務していたA社から支給された平成15年7月の賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所であるB社（現在は、C社）より営業譲渡を受けたD社から提出された申立人に係る平成15年の給与台帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与台帳において確認できる賞与支給額から、32万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における申立期間の標準賞与額に係る記録を93万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私がA社において平成15年12月に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録、申立人に係る平成16年度市県民税所得課税証明書に記載された「社会保険料控除」の金額についての検証結果及び申立人と同じ平成15年10月1日にE社からA社に転属した同僚の申立期間の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の健康保険組合の標準賞与額の記録から、93万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年9月1日まで
② 平成22年3月31日から同年4月1日まで

私がA社に勤務していた時の、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されており、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出され

た給与明細書及び預金通帳の記録並びにB市から発行された申立人に係る平成20年度市県民税証明書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が申立人の報酬月額を13万5,000円と届け出ていることが確認できることから、事業主は、上記給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された平成22年3月分給与明細書から、申立人は、同年3月31日までA社に勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人の資格喪失日を平成22年3月31日と届け出ていることが確認できることから、年金事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年4月から48年8月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び同社から提出された申立人に係る職歴情報から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年10月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、資格喪失日を誤って昭和39年9月30日と届け出たと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私がA社に勤務していた時に支給された平成15年7月4日の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者標準賞与決定通知書、並びに同社は、「申立期間当時、給与計算については全てコンピューターで事務処理を行っており、健康保険料と厚生年金保険料で異なった取扱いをすることはなく、賞与額に基づき定められた保険料率により、保険料を控除するシステムが組み立てられていた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の健康保険被保険者賞与支払届等において確認できる賞与額から、32万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月頃から27年7月5日まで
② 昭和27年8月21日から29年頃まで
③ 昭和28年頃から31年4月頃まで
④ 昭和33年4月頃から35年11月頃まで

私は、A社に昭和26年4月頃から29年頃まで勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

また、申立期間③においてB社に、申立期間④においてC社にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、いずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、適用事業所名簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和31年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、同被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人を記憶している者がいないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社において昭和27年7月5日に被保険者資格を取得し、同年8月21日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、上記の被保険者名簿における申立人の記録及びオンライン記録と一致している。

2 申立期間③について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録等により確認したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、商業登記簿においても、その存在が確認できない。

また、申立人は、一緒に勤務していたとする父親以外の同僚及び事業主の名前を記憶していない上、当該父親は既に死亡していることから、B社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人がB社で一緒に勤務していたとする父親に、当該期間当時の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

3 申立期間④について、C社は平成13年に破産しており、同社に係る関係資料は残っていない。また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人を記憶している者がいないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿を確認したところ、当該期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

4 このほか、申立人は、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 6 月 21 日まで
夫は、平成 16 年 12 月から 21 年 12 月まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された B 社による退職証明書及び同社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の賃金台帳を見ると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる上、申立人に係る平成 17 年度及び 18 年度市民税・県民税の明細書に記載されている社会保険料控除額について検証しても、申立期間の保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の妻は、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 10 日から 45 年 4 月 26 日まで
② 昭和 45 年 4 月 28 日から 47 年 4 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、A社における申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及びB社における申立期間②の同被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっていた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱退」の押印が確認できる上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月半後の昭和47年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間当時A社（現在は、B社）C営業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社C営業所に勤務していたことが確認できる複数の者の供述、申立人が同社C営業所に一緒に入社したとする同僚と同姓の者が昭和 41 年 6 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時のA社のD地方に勤務していた者に係る資料が残っておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、申立人が記憶する上司及び申立人が一緒に入社したとする同僚と同姓の者は、いずれも既に死亡しているため供述は得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は「A社C営業所には自分を含め4人から5人が一緒に入社した。」としているところ、同社E営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（注：申立期間当時は、A社C営業所に勤務する同被保険者に係る事項は、本名簿に記載されることとなっていた。）によると、前述の同僚と同日の昭和 41 年 6 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、ほかに1人のみであること、及び申立人が記憶する上司及び同僚計4人のうち1人については、同名簿に名前が見当たらないことから、同社E営業所では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可

能性がうかがえる。

さらに、A社及び同社E営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したが、申立期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 45 年 5 月 1 日まで
② 平成 6 年 2 月から同年 4 月 21 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から 45 年 10 月まで A 社に、平成 6 年 2 月から同年 8 月まで B 社に勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社は、昭和 46 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表取締役は、「申立人の勤務期間や厚生年金保険の届出及び保険料の控除等については、当時の書類も無く、私も高齢のため覚えていない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人の勤務状況等について具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が姓のみ記憶している同僚 4 人のうち、2 人については A 社において該当する厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間①当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性もうかがえる。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間②において B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、いずれも、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者資格取得日より約 2 か月早

い日付となっている上、当該同僚二人は、「B社は、試用期間を設けていた。」と供述していることから、申立期間②当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出は、平成6年4月21日を資格取得日として行った。申立人は、申立期間②において、期間を定めず気が向いたら仕事に来てもらうアルバイトであったため、当該期間の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）C 支社に平成 14 年 3 月 31 日まで在職したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された営業員名簿リスト及び申立人に係る給与明細書兼賃金台帳により、申立人の A 社における退社年月日が平成 14 年 3 月 29 日であることが確認できる上、申立人の雇用保険の被保険者記録における離職年月日も同年 3 月 29 日と記録されている。

また、B 社は、申立期間当時、給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であったとしているところ、上記の給与明細書兼賃金台帳の平成 14 年 4 月支給分により、同年 3 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。